

高齢者

【対象者2人以上の利用で自己負担軽減】

対象者複数名で利用する場合、個々のチケットを出し合うことによって、負担を軽減することができます。ただし【チケットの金額の合計】が【乗車料金】を超えない範囲とします。

▶乗車料金：930円の場合

差額：430円



1人につき1枚

対象者



乗車料金を超える
チケット利用は
できません

対象者

▶乗車料金：2,200円の場合

差額：1,200円



1人につき1枚

対象者



1人につき1枚

対象者

▶対象外の人と同乗して乗車料金：1,650円の場合

差額：1,150円



1人につき1枚

対象者



同乗は可能です

対象外

川西町地域公共交通 タクシー利用助成券の利用案内



利用対象者のみ
が利用できます

利用期間内
のみ有効

チケットを紛失しても再交付はできません

令和6年6月
川西町総合政策課

1. タクシーに乗車

- ・ 事前に使用する**チケットに署名**しておいてください（裏面「乗務員記入欄」には記入しない）。
- ・ チケットは切り離さないでください。
- ・ 乗車時（もしくは配車予約時）にチケットを使用する旨を伝えてください。

▶ 助成券を利用できる人（対象者）

- ・ 助成券の表紙に氏名が記載されている人が対象者です。
- ・ 対象者以外の方が助成券を利用することはできません。
- ・ 対象者が乗車していれば、同乗者がいても利用対象となります。

▶ 助成券を利用できる事業者

事業者名	電話番号
三宅交通	0120-4567-12 0745-44-4000
田原本タクシー株式会社 有限会社富士	0120-32-6782 (予約時に事業者を選択できます)
西村タクシー有限会社	0744-32-2143 0744-32-4728
愛和交通（株式会社 愛和） 新大和交通株式会社	0120-46-0032
志都美タクシー株式会社	0745-76-3510
サンキュータクシー株式会社	0745-69-3131

上記以外の事業者では利用できません

2. タクシーで移動

次の移動でのみ利用できます

- ・ 川西町を出発地（乗る場所）とする移動
- ・ 川西町を到着地（降りる場所）とする移動

乗る場所	降りる場所	可否
川西町	川西町	○
川西町	町外	○
町外	川西町	○
町外	町外	×

※町外から町外への乗車では助成券を利用することはできません

3. タクシー料金の精算

- ① 乗務員にチケットを**冊子ごと**わたす
→乗務員がチケットを切り取ります
- ② 乗車料金とチケットの差額を乗務員に支払う。
→使用できるチケットは1乗車につき1人1枚
→対象者が複数人で利用する場合は【チケットの金額の合計】が【乗車料金】を超えない範囲とする
- ③ チケットの冊子を受け取る



事前に署名しておいてください

チケットを切り離さずに乗務員へお渡しください